仕様書

１　件　　名　　令和９年度高松市西部クリーンセンター余剰電力売却

２　予定売却電力量　　１１，６１５，４２０ kWh

内訳：夜間・休日電力量　：　６，４６８，２００ kWh

バイオマス分　　４，６４５，４６１ kWh

非バイオマス分　　１，８２２，７３９ kWh

夏季昼間電力量　：　１，３６９，４２０ kWh

バイオマス分　　９８３，５１７kWh

非バイオマス分　　３８５，９０３ kWh

その他季昼間電力量　：　３，７７７，８００ kWh

バイオマス分　　２，７１３，２１６ kWh

非バイオマス分　　１，０６４，５８４ kWh

季節区分・時間帯区分については、次のとおりとする。

・夏　　季　：７月１日から９月３０日までの期間

・その他季　：４月１日から６月３０日まで、及び

１０月１日から３月３１日までの期間

・昼　　間　：午前８時から午後１０時までの時間帯

ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１月２日、１月３日、１２月３０日、１２月３１日の該当する時間帯を除く。

・夜間・休日：昼間以外の時間帯

月別予定売却電力量は、焼却炉の運転計画及び発電売電実績より算出したもので、別表１のとおり。

予定売却電力量は、運転計画の変更、ノンファーム型接続に伴う出力制御、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する場合がある。また、バイオマス比率についてもごみ質の季節変動やごみピット状況により変動する場合がある。高松市（以下「売却人」という。）はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

また、予定量にかかわらず発生した余剰電力は全量売却するものとする。

３　履　行　期　間　　令和９年４月１日午前零時から令和１０年４月１日午前零時まで

４　履　行　場　所　　香川県高松市川部町９３０番地１　高松市西部クリーンセンター

５　売　却　地　点　　四国電力送配電株式会社の由佐線６１Ｅ１３Ｎ１号柱より引き込んだ西部クリーンセンターの構内柱上に施設した高松市西部クリーンセンターの区分開閉

器の電源側リード線接続点。

6　発　電　設　備　　発電機出力　：　３,０００kW

余剰最大電力　：　１,９９９kW

（内１,９０１kW～１,９９９kWの９９kWについては、ノンファーム型接続となり出力制御の対象となる。）

電　気　方　式　：　交流三相三線式

周　　波　　数　：　　６０Hz

標　準　電　圧　：　　６,０００V

標　準　力　率　：　遅れ９０％以上

＜参考＞

受電電力（高圧電力Ｂ）　　：　１,３００kW

受電電力（自家発補給電力Ｂ）　：　６００kW

7　非　化　石　価　値　　売却人の発電設備は、再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けていない再生可能エネルギー（**非FIT非化石電源**）であり、売却人から買取人に売却する余剰電力には、**非化石証書による環境価値を含むものとする。**

なお、買取人が行う非化石価値の証書取得のための必要な手続については、それに伴う費用のすべてを買取人が負担するものとし、申請書等の写しを売却人に提出するものとする。また、売却人は買取人が行う申請に必要な情報の提供を速やかに行い、遅滞が生じないように努めるものとする。また、毎月１５日までに、前月のバイオマス比率を算定根拠と合わせて買取人に報告する。過去のバイオマス比率は別表２のとおり。

なお､売却人は､電気事業法第２条第１５項に規定する発電事業者ではない。

8　託送供給契約　　買取人が、本発電設備と電力系統を連系する一般送配電事業者（以下「託送事業者」という。）と託送供給契約の締結が必要となる場合は、買取人の責任と負担で託送事業者と当該託送供給契約を遅滞なく締結するものとする。

9　発電量調整供給契約　　買取人が余剰電力の受給に当たり、託送事業者と発電量調整供給契約を締結する場合は、買取人の責任と負担でこれを締結するものとする。

また売却人は、これに必要な協力を行うものとする。

１０　余剰電力の計量　原則として第５項に定める売却地点において、四国電力送配電株式会社にて設置した本市所有の取引用積算電力量計を介して行うものとする。

買取人が四国電力送配電株式会社にて設置した本市所有の取引用積算電力量計とは別に独自の計量装置､通信設備等を設置する場合は､売却人の承諾の下、買取人の責任と負担でこれを行うものとし、契約終了後、又はこの契約の解約後、装置を撤去する場合も同様とする。

取引用積算電力量計に不具合が生じた場合は、直ちに買取人にその旨を連絡

し、その期間内の余剰電力量については、その都度、売却人と買取人が協議して決定するものとする。

１１　余剰電力の検針　原則として毎月１日に、前月分の算定を買取人が行い、その結果を毎月１０日までに売却人に文書にて報告し、互いに確認するものとする。

１２　電力量料金　　買取人は、毎月、売却人から得た余剰電力量に対する電力量料金から売却人に支払うものとする。

電力量料金は、第１０項及び第１１項により算定された余剰電力量に対し、第２項に規定する季節別時間帯別電力量の料金単価（消費税及び地方消費税額を含む。）を乗じて得た金額の合計金額とし、各種別電力量料金は、１銭単位まで有効とし、得られた各電力量料金を合算した金額は、１円未満は切り捨てるものとする。

売却人は、電力量料金を毎月２５日までに買取人に文書にて請求し、買取人は翌月５日（以下「支払期日」という。）までに売却人の指定口座に支払うものとする。

ただし、２５日又は翌月５日が、日曜日及び銀行法（昭和５６年法律第５９号）第１５条第１項に規定する政令で定める日に該当する場合は、その翌営業日に請求し、又は支払うものとする。売却人は、買取人の責めに帰すべき事由により、買取人が支払期日までに電力量料金を支払わない場合は、当該未払い金額に対して、遅延日数に応じ年３．０パーセントの割合で算定される遅延損害金を請求することができる。

また、納付期限までに売却人へ金融機関の印が押された納入通知書又は納付をした旨の書面をメール又はファクシミリで連絡するものとする。

１３　発電側課金　（１）発電側課金については、入札単価に含まないものとし、売却人が一般送配電事業者に対して負担する発電側課金相当分の全額を別途、買取人の負担に転嫁する。

（２）売却人が負担する発電側課金の一般送配電事業者への支払業務は買取人が行うこととし、買取人から一般送配電事業者への支払相当額と前項の定めによる売却人から買取人への転嫁相当額を、毎月の電力量料金の支払において相殺する。

【別表１】

月別予定売却電力量

	夏季昼間 電力量[kWh]	その他季昼間 電力量[kWh]	夜間・休日 電力量[kWh]	小　計 [kWh]
令和９年 ４月		663,000	732,600	1,395,600
５月		609,960	835,560	1,445,520
６月		240,560	318,320	558,880
７月	685,620		752,400	1,438,020
８月	659,250		780,120	1,439,370
９月	24,550		28,000	52,550
10 月		201,520	248,080	449,600
11 月		219,560	378,440	598,000
12 月		175,000	460,120	635,120
令和１０年 １月		570,920	717,800	1,288,720
２月		407,760	464,360	872,120
３月		689,520	752,400	1,441,920
年間合計 [kWh]	1,369,420	3,777,800	6,468,200	11,615,420

【別表２】

バイオマス比率[%]実績

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
４月	69.567	77.525	57.153
５月	63.874	78.835	55.155
６月	71.720	79.680	62.082
７月	69.185	82.262	79.807
８月	72.161	76.210	76.334
９月	71.496	74.833	
10 月	71.232	85.437	
11 月	68.069	70.089	
12 月	71.221	70.508	
１月	74.793	64.215	
２月	73.483	68.746	
３月	69.019	78.092	
令和６年度から令和８年８月まで平均値	71.820		